

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 植 田 二 朗
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 学校給食費雑入 ・自動販売機販売手数料の年度区分誤りについて</p> <p>自動販売機販売手数料の収入について確認したところ、平成 30 年度の定期監査で年度区分誤りの指摘を受けて一旦は改善されていたものの、契約において納期が翌月末に規定されている令和 2 年 3 月分の販売手数料が、令和元年度の収入として区分されている状況が見受けられた。</p> <p>今後は、処理誤りを防ぐためにマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 学校給食費雑入 ・自動販売機販売手数料の年度区分誤りについて</p> <p>平成 30 年度の指摘を受け、3 月分の自動販売機販売手数料の収入は、翌年度の収入として区分するよう事務マニュアルの見直しを行ったが、今回再び同じ指摘を受けたことから、事務マニュアルを精査するとともに、毎月確認する報告書などの様式に具体的な注意書きを追加して、再発防止を講じることとした。</p> <p>今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 子規記念博物館	所管課等長氏名 芳野 昌宏
措置の状況	■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 子規記念博物館費雑入 ・投句料等の徴収について 子規顕彰全国俳句大会及び子規顕彰全国短歌大会（以下「大会」という。）について、松山市立子規記念博物館指定管理者管理運営業務仕様書では、大会の企画・実施を指定管理者が行う必須事業としており、その業務には投句料及び出詠料（以下「投句料等」という。）の収受が含まれているため、指定管理者が投句料等の徴収事務を行っている状況が見受けられた。 地方自治法施行令第158条において私人に徴収等を委託できる歳入は限定されており、投句料等については該当しないため、今後においては担当課が徴収事務を行い、適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (1) 子規記念博物館費雑入 ・投句料等の徴収について ご指摘いただいた後、投句料等の徴収事務を指定管理者の業務から除外するため松山市立子規記念博物館指定管理者管理運営業務仕様書を変更し、担当課が投句料等の徴収事務を行っています。 今後は、地方自治法施行令等に基づいた適正な事務処理を行います。

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 池田 浩 樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (1) 小学校管理使用料 ・ 規程に沿った事務の取扱いについて 学校開放体育施設の利用については、教育長に所定の申込書を提出し、あらかじめ許可を得ることとされているが、新型コロナウイルス感染拡大防止により使用予定日が利用停止期間に該当することとなった許可分について、例規等に特に規定がないにもかかわらず使用予定日の変更が行われ、変更を証する書面等も徴されていない状況や、変更予定とされたまま還付金の支払手続等の対応が行われていない状況が見受けられた。施設の利用申込は、利用者が使用年月日等を記載したうえで許可を得ているものであることから、その変更に当たっては、変更を可能とする規程の整備を行うなど、規程に沿った事務の取扱いに努められたい。</p> <p>(4) 公民館費雑入 ・ 自動販売機販売手数料徴収に係る適正な契約について 自動販売機販売手数料は、契約により売上金額に一定の割合を乗じることにより算出することとされているが、契約書に定める割合と異なる数値で算出され徴収されている状況が見受けられた。契約書との整合を図り適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (1) 小学校管理使用料 ・ 規程に沿った事務の取扱いについて 直ちに学校体育施設の開放運営を行っている管理運営委員会に対して、許可を受けた使用日等に関する変更を行わないよう指導するとともに、管理運営委員会の事務を担う職員を集めた会合にて、適正に取り扱うよう注意喚起を行いました。 また、法規担当部署と協議を行い、使用者の利便性を考慮して、許可を受けた事項が変更できる規程の改正に取り掛かり、令和3年4月7日から施行する処置を講じました。</p> <p>(4) 公民館費雑入 ・ 自動販売機販売手数料徴収に係る適正な契約について 早速、相手側と契約書を交わし是正を図るとともに、新年度当初の契約時において、業者に割合などの変更点について確認を行うことに加え、毎月業者から提出される報告内容が、契約書に記載された割合と合致しているかなど、確認の徹底に努めます。</p> <p>今後は、適正な事務処理等を徹底するよう努めます。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 秘書広報部 シティプロモーション推進課	所管課等長氏名 森 本 智 恵
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
3 備品の管理状況について ・備品の適正管理について 備品の管理状況について確認したところ、備品台帳に記載されている備品のうち現物が確認できない写真用カメラ1台が見受けられた。これは、故障のため平成30年度に廃棄処分されたとのことであったが、台帳から抹消処理の手続きがされていない状況であった。 今後においては、廃棄後は速やかに処理を行うとともに、毎年度のたな卸しを確実に実施するなど、適正な管理に努められたい。	3 備品の管理状況について ・備品の適正管理について 指摘後、直ちに備品台帳から当該カメラを抹消し、備品現物と台帳の整合性を図りました。 今後は、関係法令等を遵守し、備品の適正な管理に努めてまいります。